

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2544号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



迎春

もくじ

随 想	フ ォ ー ラ ム	政 策	論 説	総務大臣年頭挨拶 ……………(3)(2)
住む人みんなの協働で進めるまちづくり 合併奮闘記……………(15)	青森県町村会長・中泊町長 小野 俊逸……………(12)	地方の自主性・自律性の拡大、地方議会のあり方で答申 第28次地方制度調査会……………(9)	作新学院大学総合政策学部教授 橋立 達夫……………(5)	全国町村会会長年頭挨拶……………(3)(2)

閑話休題

賀正一と申し上げただけで、諸事改まって、さあ今年も新しい時間を踏みしめて、といった新鮮な気分になってくる。

東京国際女子マラソンで、めでたく優勝したのは、ご存知の高橋尚子さん。大歓声の中でゴールに入る。そして、差し出されたマイクに向けて、「明日からどうしますかって？」「走るという新しい時間が、また始まるだけです」とこやかに答えていた。新しい時間の始まり」という言葉が、特に印象深かった。二年間という多くの苦しい試練の時間を経て成し遂げた人の幸せな充実感である。

新しい時間

エッセイスト 山本 兼太郎

部をいかに使うかである。高橋尚子さんをして、「あすからまた新しい時間が始まる」といわしめたのも、二年間にわたる試練の時間が原動力となっているのである。そして、東京国際女子マラソンで見事勝利を得た翌日の朝早く、やはり一人で黙々と走っていたという。明日のためにである。

「神はすべての人に平等で、一日二十四時間という時間をお与えになつた。しかし、昨日の二十四時間は、すでに過ぎてしまつて、どうす

「汝の時間を知れ」これは、P・F・ドラッガーの近著「三六五の金言」の扉を飾る一行である。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集いたします。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

全国町村会長年頭挨拶

新年あけましておめでとうござい
ます。

全国の町村長はじめ関係各位にお
かれましては、つつがなく新年を迎
えられたことと心からお慶び申し上
げます。

さて、ご案内のとおり、現下の町
村を取り巻く環境は、過疎化、少子
高齢化の進展に加え、地域経済の活
力の低下という、極めて厳しい状況
にあるといわざるを得ません。その
ような中であって、多くの町村が市
町村合併という、重くかつ困難な課
題に取り組んで参りました。私が全
国町村会長に就任した平成11年7月



に2558あった町村は、現在(平
成18年1月4日)1286になり、
この3月末には1044になると見
込まれております。実に約6割の町
村が減少することとなり、「平成の
合併」がいかに急速に進んだかを実
感いたします。このことは、すべて
の町村が、地域の将来を真剣に考
え、合併に踏み切った上で決定した
結果にほかなりません。

そもそも、今回の市町村合併は、
本格的な地方分権推進の受け皿とし
て、そしてまた国・地方を通ずる厳
しい財政状況下における構造改革に

自治体として対応するために進めら
れてきたものであります。

「合併は最大の行政改革である」と
言われておりますが、町村はこれま
でも、役員組織の機構改革をはじめ
め、助役・収入役の廃止や職員数や
議員数の定数削減など、行政改革
に積極的に取り組んできました。

私は、合併をはじめとする様々な
行政改革に、身を削る思いで取り
組んできた多くの方々の努力を決し
て無駄にしないためにも、是非とも
分権改革を前進させていかなければ
ならないと考えます。分権改革は、
ようやく第1段階に到達したに過ぎ

魅力ある町村の
実現を目指して

全国町村会長 山本文男

ません。更なる権限と財源の移譲を
進め、2次、3次の分権改革を実現
していく必要があります。

いわゆる三位一体の改革も、これ
までの中央集権的な財政構造から分
権型社会にふさわしい財政構造へと
転換するためのものであり、地方分
権の推進を目指すための改革でなけ
ればなりません。

昨年11月30日に、平成18年度まで
の三位一体の改革が政府・与党合意
によって決着しました。ここに至る
までの間、全国町村会は、地方六団
体の一員として、一昨年8月と昨年
7月の二度にわたり、政府からの要

請にこたえて「国庫補助負担金等の改
革案」をとりまとめ、これを小泉内
閣総理大臣に提出し、そしてまた
「国と地方の協議の場」等を通じ、こ
の地方案に沿った改革が実現できる
よう、真摯に対応して参りました。

今回の三位一体の改革の内容を見
ますと、例えば義務教育国庫負担金
改革について、地方案にある中学校
教職員給与の一般財源化ではなく、
小・中学校を通じた国庫負担率の引
き下げにより対応されている点や、
新たに児童扶養手当や児童手当の負
担転嫁が盛り込まれた点は、地方分
権を進める観点から見ても極めて不

満であります。

しかしながら、永年の課題であっ
た税源移譲が、基幹税により3兆円
規模で実現できる目途が立ったこ
と、生活保護費負担金が対象から外
されたこと、これまで国が頑なに拒
んできた施設整備費の一部が税源移
譲の対象から外されたこと等は、大
きな前進であったと受け止めており
ます。

不満な点は、多々残っております
が、三位一体の改革はここで終わる
改革ではありません。今回の内容
は、地方分権の今後の展望を拓くた
めの第一段階と受け止め、町村が自

己決定、自己責任に基づいた多様で
個性豊かな地域づくりを行うことを
現実のものとするためには、平成19
年度以降も引き続き、更なる改革を
推進していくことが重要であると考
えます。

たとえ町村の数は減少しようとも、
全国の町村は依然として農山漁
村地域の大きな部分を占めておりま
す。そして農山漁村地域は、国土の
保全、食料の供給など、国民の生存を
支える重要な役割を果たしており、
この役割を将来にわたって担ってい
けるようにしなければなりません。

そのためには、地域の特色を活か
し、それぞれの地域が持つ力を発揮
しながら、そこに住む人々が誇りと
愛着を持てる魅力ある町村を実現し
ていくことが求められているのでは
ないでしょうか。

その数が減ってきているとはい
え、全国には1000を超える町村
が存在します。いまこそ私たち町村
長は、相互の連携を一層強固なもの
とし、地域の創造力を十分に発揮
し、真の町村自治の確立に向けて邁
進してゆこうではありませんか。

全国町村会といたしまして、都
道府県町村会をはじめ関係各位との連
携を一層深め、町村が抱えている山
積する様々な課題の解決に向けて、
全力を尽くして参る所存でありま
す。引き続き、皆様方のご指導とご
鞭撻をお願い申し上げます。

各位のますますのご発展とご健勝
を祈念いたしまして、年頭のご挨拶
といたします。

総務大臣年頭挨拶

新年あけましておめでとうござい
ます。

総務大臣・郵政民営化担当に就任
してから初めての正月を迎えました。

昨年は自然災害が多発し、多くの
方が犠牲になりました。被害に遭わ
れた方々に対して、心からお見舞い
申し上げます。

さて、総務省は、小泉内閣が進め
ている構造改革を断行し、政府の規
模を大胆に縮減し、簡素で効率的な
政府をつくるために、郵政民営化、
三位一体の改革、公務員の人員費改
革等、大変重要な改革を担っており
ます。また、ユビキタスネット社会



の実現、国民の安心・安全の確保等、
国民の皆様の生活に本当に密着した
幅広い行政分野に責任を有する役所
でもあります。

本年も、「改革なくして成長な
し」、「民間にできることは民間に」、
「地方にできることは地方に」という
方針の下、我が国の大きな構造改革
を進める立場から、その進展が国民
の皆様実感できますよう、引き続
き諸課題解決に向け積極的に取り組
んでいきたいと思えます。以下、具
体的な取組について述べさせていただきます。

公務員の総人件費改革は小さくて

効率的な政府を実現していく上で重
要な課題であり、国家公務員及び地
方公務員の定員、給与等を担当する
大臣として全力で取り組んでまいり
ます。

国の行政機関の定員については、
メリハリをつけつつも厳しい増員審
査を行うことで、過去5年間の純減
の倍にあたる5年間で1・5%以上
業務の大胆かつ構造的な見直しへの
取組で3・5%以上、合わせて5%
の純減の実現を図ります。

国家公務員の給与については、給
与構造の抜本的な改革等を着実に実
施するほか、人事院に対して、官民

豊かな国民生活に
向けて努力を

総務大臣・郵政民営化担当 竹中平蔵

給と比較の方法見直しについて、早
急に総合的検討を行うよう要請して
いるところです。また、公務員制度
改革についても、人事評価の試行に
着手するなど、改革の推進を引き続
き図ってまいります。

一方、地方行革については、新地
方行革指針に基づき、17年度中の集
中改革プランの公表や各団体の取組
状況を毎年度フォローアップし、そ
の結果を公表するなど、一層積極的
に取り組めます。

電子政府・電子自治体については、
2010年度までに国・地方公共団
体に対する申請・届出などの手続に

おけるオンライン利用率を50%以上
とすることを目標に利用者の視点に
立ったオンライン手続の改善を図る
ほか、業務・システムの最適化を推
進します。

また、総合行政ネットワーク（L
G W A N）、住民基本台帳ネット
ワークシステム、公的個人認証サー
ビスなどの基盤を活用し、共同アウ
トソーシング等による効率的な電子
自治体を推進するとともに、住民
サービスの向上や地域コミュニティ
の活性化を図ります。

政策評価については、政策評価と
予算・決算の連携強化、重要政策に

関する評価の徹底などに向け、去る
12月に、「政策評価に関する基本方
針」の改定等を行ったところであり、
本年を「評価新時代」のスタートと
して、新制度の下での評価を推進し
てまいります。

市町村合併については、本年3月
末には団体数が1821となる予定
であり、その取組が全国で着実に進
展しています。総務省としては、合併
後の市町村が、合併してよくなった
と思えるようしっかり支援していくと
ともに、合併新法の下でも、引き続
き市町村合併を推進していきます。

また、住民基本台帳の閲覧制度に

ついては、何人でも閲覧を請求でき
る現行制度を廃止し、個人情報保護
に十分留意した新たな制度として再
構築してまいります。

地方財政は、引き続き大幅な財源
不足が生じるなど極めて厳しい状況
にあります。このため、平成18年度
地方財政対策においては、国の予算
編成なども踏まえつつ、地方財政計
画蔵出の見直しに努めるとともに、
地域において必要な行政課題に対
しては適切に財源措置を行い、地方団
体の安定的な財政運営に必要な地方
交付税、地方税などの一般財源の総
額を確保したところであります。

税源移譲については、「基本方針
2005」等に沿って、概ね3兆円
規模の税源移譲を実現します。この
移譲によって、個人住民税の所得割
の税率をフラット化し、偏在性の少
ない地方税体系の構築を進めなが
ら、引き続き地方分権時代にふさわ
しい地方税中心の歳入構造を構築し
てまいります。

本年は、政府の新しいICT戦略
の開始年です。我が国が引き続き世
界最先端のICT国家であり続け、
世界を先導できるよう、2010年
にはユビキタスネット社会を実現す
べく、「u・Japan政策」を推進
していきます。

次に、郵政民営化について申し上
げます。

昨年は、郵政民営化担当大臣とし
て、関係者の皆様方のご支援とご協
力を得て郵政民営化関連法案のとり
まとめを行い、延べ220時間超に

及び国会でのご審議を経て、10月14日に法案が成立、同21日に公布となりました。その後、11月には法律に基づき、総理を本部長とし全閣僚がメンバーである郵政民営化推進本部が発足いたしました。

本年も、この関連法律に基づき、民営化に向けた準備を粛々と進めてまいります。

この1月には、平成19年10月に事業を開始する郵便事業会社、郵便局会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社の4つの新会社の持株会社となる日本郵政株式会社を準備企画会社として設立します。この日本郵政株式会社については、前三井住友銀行頭取の西川善文氏がCEOとして御就任されるのが既に内定しています。が、同社には、西川氏をはじめとした将来の経営者等で構成される経営委員会が設置され、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成など、民営化に向けた検討・準備が進められます。

そして4月には、郵政民営化委員会が設置されます。同委員会は、郵政民営化が経営の自由度の拡大、民間とのイコール・フティングの確保の両面のバランスをとりながら進められるよう、関係政省令の立案・制定にあたって意見を述べる等の責務を担っています。日本郵政公社の国際物流への進出についても、総務大臣が認可を行う際に意見を述べることとなっています。

私としても、推進本部を中心に全閣僚と協力して、平成19年10月の郵

政民営化に向けた流れがしっかりと軌道に乗るよう努めてまいります。

さらに、総務省としても、民営化に向けて日本郵政公社の経営基盤の一層の強化を図るため、中期経営目標の達成に向けた経営管理・営業推進体制の確立を促進します。

また、郵便分野におけるリザーブドエリアの見直しと競争政策の在り方について検討を行います。

消防関係では、近年、自然災害が後を絶たず、また、首都直下型地震等の大規模地震の発生も懸念されている中、国民の安心・安全を確保することは政府の基本的な責務であります。

昨年8月には消防庁に国民保護・防災部を設置いたしました。引き続き体制の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊等の全国的観点から緊急対応体制の充実強化、消防団・自主防災組織等の地域における消防防災力の充実、有事に備えた国民保護について万全な体制づくりを進めてまいります。

このように、総務省の抱える課題は、大変多くの分野に及んでおります。今後、総務省の総合力を生かし、ひとつひとつの施策を確実に推進して、国民の皆様がますます豊かなものとなるよう、努力していきたいと思っております。また、小泉総理が改革の本丸と位置づける郵政民営化もしっかりと形にするべく努力いたします。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

都道府県別市町村数(平成18年1月4日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	142	20	162	34	196	富山県	5	1	6	10	16	岡山県	16	2	18	14	32
青森県	24	9	33	10	43	石川県	10	0	10	10	20	広島県	11	0	11	15	26
岩手県	18	9	27	14	41	福井県	15	3	18	8	26	山口県	15	1	16	13	29
宮城県	29	1	30	13	43	長野県	28	39	67	19	86	徳島県	25	3	28	7	35
秋田県	12	4	16	13	29	岐阜県	22	2	24	21	45	香川県	18	0	18	8	26
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	20	0	20	23	43	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	33	19	52	12	64	愛知県	30	3	33	33	66	高知県	26	9	35	9	44
茨城県	15	5	20	30	50	三重県	15	2	17	14	31	福岡県	54	4	58	26	84
栃木県	24	1	25	14	39	滋賀県	17	0	17	13	30	佐賀県	18	2	20	9	29
群馬県	25	17	42	11	53	京都府	15	1	16	14	30	長崎県	20	0	20	12	32
埼玉県	30	3	33	40	73	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	37	8	45	14	59
千葉県	33	5	38	34	72	兵庫県	20	0	20	28	48	大分県	7	1	8	13	21
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	22	4	26	9	35
神奈川県	17	1	18	19	37	和歌山県	23	1	24	8	32	鹿児島県	32	5	37	17	54
山梨県	13	9	22	12	34	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	11	6	17	20	37	島根県	12	1	13	8	21	合計	1,041	245	1,286	761	2,047

論 説



自立に向けて 町村の「多面的機能」を發揮しよう

作新学院大学総合政策学部教授 橋立 達夫

合併特例法の一区切りとなる平成18年3月末に向けて、町村の数は減り続けている。このまま行くと、本年3月末には、町は846、村は198

分散型システムとしての「町村役場の多面的機能」

私がかねてより、農山村地域の隅々に小さな自治政府が分布してきた従来の地方自治のシステムを、決して非効率なシステムではないと主張してきた。技術分野では分散型システムはむしろ時代の趨勢であり、

となり、合併特例法前の町村の6割は消えることになる。私の大学のある栃木県を含め、13の県で村が一つも無くなると聞くと、感慨無量である。

燃料電池による発電や、コンピューター・ネットワークシステムなど、かつての超大型の集中型システムの対極といふべきシステムの有用性が明らかになっている。地方自治の面においても、小さな自治体が分散的に



はしだて たつお

昭和21年東京生まれ。千葉大学大学院修了後、民間研究機関勤務、研究所経営などを経て、平成12年より現職。専門は、地域計画論、まちづくり論、市民参加論。国土交通省地域振興アドバイザー、栃木県内市町村各種委員などに就任。主な著書は「住民主体の地域づくり」、「まちづくりそしてまちづくりから始まること」など。

配置されているシステムがあることにより、地域の住民や環境について知り尽くした首長、行政職員や議員がいること、若い有能な人材が、地域の中で数少ない就業の場として役場に入ろうとすることなど、様々な

町村の自立計画とリストラクチュアリング

さて、とは言っても国の方針としての合併の動きは押しとどめることができない勢いで進んでいる。そして今、合併をしないことに決めた町村は、自立のための計画策定を求められているのである。これは一面、地域のことを見直す良い機会なのであるが、残念ながらその多くが、人員や業務の縮小を中心とする狭義のリストラ計画になっている。中に

自立への道

では、業務の縮小以外に自立の道は本当に無いのか、あるとすればそれをどこに求めればよいのであろうか。私はそれを次の5点に集約して考えたい。

- 1、緩やかな自治体連合の可能性再考
- 2、小さな自治体だからこそできることの再評価
- 3、地域の総合力の見直し
- 4、市民力の結集
- 5、都市市民との連携

1、緩やかな自治体連合の可能性再考

一番目は、緩やかな自治体連合の可能性を再考することである。一部

利点がある。さらに周辺の商店や飲食店、工務店などの経営の基盤となる需要の源であること、災害時には対策本部になることなど、まさに地域における町村役場は、多面的機能を果たしているのである。

は、合併をしたくても周辺の市町村からメリットが無いと拒絶された町村もあり、自立計画を描けと言うこと自体に無理がある例もある。リストラクチュアリングとは、本来、時代に適合しない部門に投じられていた資源を、将来に向けて拡大すべき部門に移動させる文字通りの構造改革である。未来に対する展望無しにリストラ計画はできないのである。

事務組合や広域連合はほとんど合併の中に呑み込まれてしまったが、その機能や可能性が失われたわけではない。町村が主体的に、地域の実情に応じてテーマごとに協働する相手を選び連携する多核連合型の自治の形態、個別の自治体から見ればアメンバー型の自治体の連合という形態を改めて考えられないであろうか。このような連合の形態を現実として捉えるのは難しいが、一例を挙げれば、両毛地域の5市は、栃木・群馬の県境を越えて職員研修のユニークなネットワークを持っている。研修のテーマに応じて一つあるいは複数の市の職員が協力して研修を企画し、当該の市の職員研修を行

うと言つものである。たとえば足利市は、単独の研修で37%、佐野市との共同で23%、栃木市を含む栃木県南の研修協議会で38%、両毛5市で2%の研修を行っている。新入職員研修は佐野市と合同で、下水道整備については両毛5市で、情報セキュリティについては単独という具合である。それぞれの市が主体性を失わないで連携する見事なやり方である。すでに合併を終えた近隣の市町と、合併に参加しなかった(できなかった)町村が、改めて連携することとは困難かもしれないが、複数の相手と、それぞれ相手の持つ課題や事情を考えた上で連携をする可能性は残っているであろう。

2、小さな自治体だからこそできることの再評価

一番目は、小さな自治体であるからこそできることの再評価である。長野県栄村の田直し事業、道直し事業、下駄履きヘルパー事業などは、まさに小さな自治体であるからこそ、きめ細かい配慮の行き届いた事業である。なおかつ、国の基準に基づく大規模な事業よりも経済的な効率性が高いことが実証されている。前述のように、地域の住民や環境について知り尽くした首長、行政職員や議員がいること、若い有能な人材が地域の中に確保されること、そして小さな自治体なればこそその現場感覚と決断の速さが、大きな可能性につながっているということを見逃してはならない。

3、地域の総合力としてのスロライフの可能性

三番目は、今こそ農山村の懐の深さを見せ付けるべきであるということである。農山村地域には、現代の社会で新しい価値を見出されつつある豊かな資源がある。豊かな自然、温かい人情、先人から伝えられた技や知恵などである。好評の裡に閉幕した「愛地球博」のテーマのように、自然との共生によって人類の未来が開かれるのであれば、日本の農山村地域はまさに時代の先端に位置すると考えても良い。

福島県会津地方の自然の写真を撮り続けている写真家、小泉澄夫氏は、住民を集めたシンポジウムの席上で、「皆さんは宝の山の上で寝ている。世界的にみてもこれほど豊かな自然は例を見ないほどであり、しかもその豊かさが衰えてきていると言つこともない。」と断言された。

しかし今日までの農山村地域の住民にとって、自然は日常的にありふれた環境の一部でしかなく、克服すべき対象ですらあった。そこからは自然や自分達の生活に価値を見出す視点は生まれてこない。身近なところに山や川のある生活の楽しさを、子供のころには経験していても、大人になると忘れてしまい、子供たちにも、「危ないから山や川で遊ぶな。」と言つ。自然との共生の知恵や技の伝承を自ら捨てようとしているように見える。

このような状況を打開するための

論 説



一条の光となるのが、グリーンツーリズムの動きである。グリーンツーリズムは、農山村地域の住民が、都会の人たちの目を通して地域の価値を再発見する「活動」である。自分たちが暮らしている地域の環境や暮らしそのものに感動する都会の人たちの姿を見て、自分たちの暮らしの豊かさ、確かさを実感することができるのである。

そして一度この豊かさを感じる意識を持つことができれば、自分たちが宝の山の上に寝ているという感覚

が実感でき、その感覚で捉えた地域の資源を用いて新たな産業を考えることもできる。愛媛県内子町の集落共同の民宿「石畳の宿」で出される1人三千円の昼定食(要予約)は、見事な山里の味と技の集大成である。自分たちが日ごろ食べている料理に3千円という値をつけたことに地域の資源に対する自信がみぎついている。食卓に季節の彩を添えるつまものの生産・採取で農家のお年寄りたちが年、数百万円もの収入を得ている徳島県上勝町の「彩パック」

の成功も、まさにこの状況を背景になされたものである。いずれの事例も、地域資源の価値を再発見し、なおかつ新しい感性でそれらに磨きをかけて商品化したというところに、成功の秘訣がある。そこには農山村発の新たな文化の香りがある。

このように考えると、農山村地域活性化の展望が開けてくる。人口減少が続いてきたことによって、農山村地域の住民一人当たりの資源量は確実に増加している。かつて、家族の一人や二人増えても無理なく受け入れることのできた山村地域の持つ懐の深さが復活する兆しが見えてきているのである。

ヨーロッパの農村地域に行つて感じる豊かさは、成熟した社会、安定成長の社会、そして持続可能な社会における生活の豊かさの手法として、わが国の農山村の目指すべき将来像である。ゆったりと時間の流れる農村地域の生活こそが、人間の本来の生活であり、都市化が進むほど時間の過剰し方に対する価値観はゆったり感を重視するものになる。そして、そうしたスローライフのための資源は、農村地域に有り余るほどあるから、町村は自立に向けて、積極的に資源開発に取り組むべきである。

4、市民力の結集

四番目は市民力の結集と言うことである。町村の将来を語るのに、「市民」と言うのは変であるが、まちづくりに対する住民の使命に目覚めた

住民を、「ここでは、市民」と呼ぶ。前述のように、自治体の自立計画は、業務縮小の計画になりがちであるが、仮に財政的あるいはマンパワーの面で事業が遂行できなくなるとしても、必要な事業であれば誰かがやらなければならない。そこで必要な業務を市民やNPO法人に委ねるなどの工夫を行い、全面的な撤退を避けることを考えたい。

合併しない宣言の嚆矢となった福島県矢祭町では、宣言を機に職員の間委託をしていた庁舎の清掃を職員が手分けして行つたり、諸手当を返上したりして、町の存続に一所懸命取り組んでいる。さらに役場職員のOBがNPOを立上げて、役場の業務の三分の二を代行するという話も進んでいる。そして、こうした職員の姿を見た住民が立ち上がり、自分たちでできることは自分たちでやるうという文字通りの自治の機運が高まっている。このような地域の改革を目指すまちづくりの活動は、それ自体が人を惹きつける力を持つ。地域の将来に向けて夢を持ち、生きいきと活動している人は、みな輝いていて魅力的である。高知県馬路村には、自分たちこそ地域の環境を利用して生活を楽しむ名人であり、「都会の人はまだまだやなあ」という村民がいる。そしてその村の環境と生活の楽しさを商品のイメージに重ねて販売することによって、村で生産されるゆず製品は30億円に及ぶほど売れているのである。大分県湯布院

町（現由布市）や熊本県南小国町の黒川温泉の人氣も、住民が中心となって行ってきたまちづくりの実績の上に生じている。まちづくり、むらおこしの活動に対する視察観光も無視しない経済効果を地域にもたらしている。そして、地域が情報を発信していることで交流が生まれ、そこを訪れた人から地域の将来につながる情報を得ることが出来る。市民の感性や気概が織り込まれたまちづくりは地域のブランド力になり、しかもその力は交流により自己増殖を始めるのである。

5、都市市民との連携

五番目は、地域の中で完結した考え方をしないで、より広域の支援体制を構築し受け入れることである。私は数年前から、栃木県茂木町の高齢過疎化の進んだ集落の活性化事業に取り組んできた。農村都市交流によって地域を活性化しようという事業であるが、事業に取り組む前に、重要な資源である地域の環境が、管理の手が行き届かないために荒れてしまっていることに驚いた。折角の地域の宝も錆び衰えているのである。大切な資源がこのような状態では、地域の活性化に結びつけることはできない。

しかしここで、もともと高齢過疎化で人手をかけられなくなったために荒れた環境を回復するために、どうやって人手を確保するのかという問題に突き当たる。これに対して私は、「自分たちだけでやろうとする

必要はない。」と言ってきた。そこで新聞紙上で「かぐや姫の郷づくり応援団（地域環境の荒廃を象徴するものが、植林した山や集落の家屋敷を侵食するほど蔓延^{はびこ}ってしまった竹藪であったため、これを整備してかぐや姫が現れそうな美しい竹林に再生させよう」という意味を込めてこの名称を付けた。」を募集したところ、近くの宇都宮市の住民を中心に東京や横浜などからも合わせて100名近いボランティアが集めた。ボランティア活動であるにもかかわらず1人千円の参加費を徴収するという企画であったが、予想を大きく超える盛況であった。この時の参加者の多くは、企業で定年を迎えたかと思われる中高年の男性たちであった。このイベントを通して、都市住民の中に何か社会の役に立つことのできる活動をしたかと思っている人が大勢いることが分かったのである。集落の住民も参加者も、自分達の努力で荒れた竹藪が美しい竹林に整備されていく状況を目の当たりにし、また互いの交流を深めることができて、大いに満足する1日であった。そしてこの事業は、都市住民の中に農村地域の環境保全への「参加」意識を醸成し、意識を高めていくことにもつながったと思っている。

東京都世田谷区と群馬県川場村の間の超遠距離の飛び地合併という話題もあったが、たとえ合併を考えなくても、都市と農山村の市民レベルの交流・連携は達成できるのである。まもなく団塊の世代が60歳の定年対

象年齢に到達し始める。その時、社会には自分の経験や知識、労働力、そして時には財力を使って世の中に役立つことをしたいと考える層が増加するのは間違いない。そしてそうした人たちの多くが、何をしたらよいか、どこに行ったらよいか、わからないのである。だからこそ、ちょっととした呼びかけで、しかも参加費を支払わなければならないように

DNA精神で新たな改革を図ろう

最後に、これからの農山村の自立につながる意識改革について、福岡市のDNA運動の例を挙げて結びとしたい。

福岡市は1999年、民間企業の経営管理手法を導入して業務改善を進めることを目的に「経営管理委員会」を設置し、2000年から「市役所組織の遺伝子(DNA)としての気風、文化、制度を変える」との意味のDNA運動に取り組んできた。そして「D」、「N」、「A」には、それぞれ意味が付されている。

D・・・できるから始めよう・・・金がない、時間がない、法律で決められているなど、できない理由を考えるのは簡単だが、できるためには何をすればよいかというところから考え始めよう

N・・・納得のできる仕事をしよう・・・安易な妥協を許さず、こつこつしたほうが良いと気づいたら、その実現をとことん追求しよう。

A・・・遊び心でやってみよう・・・失敗したらどうしようなどと硬くならず

最後に、これからの農山村の自立につながる意識改革について、福岡市のDNA運動の例を挙げて結びとしたい。

福岡市は1999年、民間企業の経営管理手法を導入して業務改善を進めることを目的に「経営管理委員会」を設置し、2000年から「市役所組織の遺伝子(DNA)としての気風、文化、制度を変える」との意味のDNA運動に取り組んできた。そして「D」、「N」、「A」には、それぞれ意味が付されている。

D・・・できるから始めよう・・・一人一人が無理をせず、できることをできる範囲でやってみよう

N・・・仲間を作ろう・・・何をやるにも一人ではやるのはつらい。この指とまれで共鳴者を集めて、一緒にやれば2倍3倍の力が発揮できる。

A・・・遊び心でやってみよう・・・楽しくなければまちづくりではない。また周囲の批判が出始めたら、それは自分たちの活動が認知されつつあるということと考えて、くよくよせず、より一層の力を出そう。

さあ、今年の町村は、自立へ向けて自らの多面的機能を発揮し、行政も住民もDNA精神を持って改革に踏み出そう。

政 策

第28次地方制度調査会

地方の自主性・自律性の拡大
地方議会のあり方で答申

内閣総理大臣の諮問機関である第28次地方制度調査会(会長・諸井虔太平洋セメント(株)相談役)は、昨年12月9日、第4回総会を開催し、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」を決定、小泉純一郎内閣総理大臣に提出した。

今回の答申では、助役・収入役制度に替わる新たなマネジメント体制の構築、教育委員会や農業委員会等行政委員会の必置規制の見直しなどを求める内容となっている。全国町村会からは山本文男会長(福岡県添田町長)が出席し意見を述べた。

答申のうちこれらに関連する部分と、山本会長の発言要旨は次のとおり。

1、助役、収入役の廃止

今回の答申は、分権改革や市町村合併の進展などにより、「地方公共団体を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応することができるような諸制度の弾力化が求められている」(前文より)とし、「現行の副知事・助役、出納長・収入役の制度を廃止し、各地方公共団体が自らの判断で適正なトップマネジメント体制を構築できるよう、新たな制度に改めるべきである」としている。助役、収入役については、全国町村会の平成17年4月1日現在の調査によれば、当時1656あった全国の町村のうち、助役を置かない町村が24、収入役については472と全体の3割近い町村で設置していない。その背景としては、行財政改革の一環としての組織機構の簡素化等が考えられるが、既に先行しているこの傾向が、今後一層強まることが予想される。

答申では、これまでの助役等に替わる新たな制度としての「副知事」、「副市町村長」の設置について、「その定数は、人口、組織に規模等を勘案して条例で任意に定めることとする」とともに、長の補佐、職員の担任する事務の監督、長の職務の代理といった現行の職務形態に加え、長の権限を委任することができることを明確にし、自らの権限と責任において事務の処理に当たることができることとすべきである」としている。

また、特別職としての出納長・収入役制度は廃止するものの、会計事務をつかさどる一般職としての補助機関を置き、適正な会計事務の執行を担保することを提言している。

2、行政委員会の見直し

行政委員会制度については、現在地方自治法及び各個別法において都道府県で8つの委員会と監査委員を、市町村では5つの委員会と監査委員を置くことが必置とされている。

この点について答申では、「戦後60年を経て、社会経済情勢が大きく変化している中で、制度創設と同様の必要性がすべての機関について存続しているとはいえない状況にある」とし、さらに、「住民から直接選出された長が責任を持つことが求められているにもかかわらずこの要請を満たすことができない行政分野が生じている状況を改善し、また、地方行政の総合的、効率的な運営や組織の簡素化を図るため」、「必置規制の見直し、組織・運営の弾力化を図るべきである」と述べ、現行制度の問題点を指摘している。

そして、具体的なあり方として、教育委員会、農業委員会、監査委員の3つを取り上げている。

(1)教育委員会のあり方

教育委員会については、市町村長と教育委員会が類似の事務を担当するなど、「地方公共団体の一体的な組織運営が妨げられている」としている。

教育委員会を必置とする理由については、教育における政治的中立性の確保や地域住民の意向の反映等の必要性が挙げられているがこの点に關し答申は、「これらの要請は審議会の活用等の方法でも対応できると考えられる」とし、さらに「地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になじると考えられる」と結論づけている。

教育委員会の問題について、山本会長は地方制度調査会や中央教育審議会において、必置の見直しについて再三にわたり主張している。とり

わけ、「文部科学省・都道府県教育委員会・市町村教育委員会」のタテ系列となつて現在の状況を「円筒型行政」と指摘、市町村長や住民の意向が反映されにくいことを訴えてきた。そして、当日の総会では、「町村においては制度そのものを廃止すべき」と述べた。

また答申では、文化やスポーツ、生涯学習支援や文化財保護など学校教育以外の事務について、長の所掌とするか教育委員会の所掌とするかの選択を幅広く認める措置を、「直ちに採ることとすべき」として、早急な制度改正を促している。

(2)農業委員会について、農地の権利移動の許可といった法令業務の減少や、地域によっては事務の大半が事務局により処理されるなど役割の変化、形骸化が指摘されている。

また現行制度上、農地が一定面積を超えない市町村については農業委員会の設置が選択となっているのに対し、一定面積を超える場合に市町村の裁量を認めずに必置となっている点について、「必ずしも論理的な整合性はないものと考えられる」としている。

さらに農業委員として、地域の農業者の参画が義務付けられていることについても、「首長部局と農業者との定例的な意見交換の場などにより代替することが可能であり、必ずしも行政委員会形態をとる必要はないものと考えられる」としている。これら2つの委員会を所管する文

部科学省及び農林水産省は、小坂憲次文部科学大臣が選択制に反対する意思を表明、石原葵農林水産事務次官も、「選択制には問題がある」と述べるなど反発を強めている。今回の答申が今後の制度の見直しに結びつくかどうか、今後の論議に注視する必要がある。

(3)監査委員

監査委員については、地方公共団体の公正で効率的な運営や執行機関を牽制する役割があるとし、引き続きその内容を法律で定める必要があるとしている。

ただし、その人数については、現行法で定められている定数(町村は2人)を、「一律に定める必要は必ずしもないと考えられる」とし、監査機能の充実を図る観点から条例でその数を増加することができることとすべきである」としている。

また、今回の答申では、「財務に関する制度の見直し」として、クレジットカードによる使用料等の公金の支払いを可能とすることや、空き庁舎など行政財産建物の一部貸付を認めるなど、「社会経済情勢の変遷や情報通信技術等の進展に応じた適切な見直しが必要である」としている。

地方の自主性・自律性を拡大する見地から、今回の答申には、国が制定する法令や制度に対する意見反映の拡充についても盛り込まれた。この点について答申は、「国と地方の意見交換を實質的に担保するために、事後ではなく事前に法令の制

定・改廃の案等の内容を知りうるようにすべきである」としている。

全国町村会をはじめ地方六団体には、地方自治法に基づく内閣や国会に対する意見提出権が認められている。答申はこの点を踏まえ、「各大臣は、地方自治に影響及ぼす施策の企画又は立案を行うおとすときは、地方公共団体がその意見を反映することができると適切な時期に、関連する資料を添えてその内容を長、議会の全国的連合組織に通知することを制度化すべきである」としている。

この点について、地方六団体側は、いわゆる三位一体の改革に関連して一昨年に発足した「国と地方の協議の場」の制度化を求めていたが、今回の答申では、「そのあり方について検討すべきである」と記述するにとどめた。また、「国会の意思形成に参画する制度の導入などの方策についても、憲法上の課題や既存制度との関係も含め、中長期的に検討をする必要がある」とした。

このほか答申は、大きな柱となっている議会制度のあり方について、委員会の議案提出権や臨時議会の招集権を議長に付与すること、小規模自治体については、「現行の会期制度を廃し、週1回夜間などに定期的に会議を開くようにするなど、その規模に適した新たな制度を選択できるようにすること」を、今後検討すべきである」としている。

また、大都市制度については、中核市(人口30万人以上)の面積要件の廃止などを答申している。

100万人のふるさと帰属運動

受け入れ自治体コーディネーター養成研修セミナーのご案内

- 1、日時 平成18年1月27日(金) 10:30~17:30
- 2、場所 J-A全中8F会議室 (千代田区大手町1-8-3)
- 3、カリキュラム内容
基調講演「ふるさと帰属・循環運動を考える」、自治体にとって都市住民のふるさと帰属は地域活性化になるのか、ふるさと財団 嶋津 昭 理事長

都市住民のライフスタイルは変わったのか、何を求めて都市住民はふるさと帰属するのか、国土交通省 岩瀬 忠篤 計画官

受け入れ自治体に期待されること、求められていること・仕事(就職・就農)・住居(紹介・情報)・交流(ワーキングホリデー・交流他)・生活慣習の観点から、リクルート 中山洋子 先進自治体に学ぶ

都市生活者がふるさと帰属したくなる自治体とはどこか、不動産物件の動向から考える

佐藤彰啓 ふるさと情報館社長・情報誌編集者の立場から見えてくるもの

佐藤信弘 田舎暮らしの本編集長 いま、問われる自治体の個性・独創性 特徴ある地域づくりとは

甲斐良治 現代農業増刊号編集主幹 4、研修参加費 10,000円 (資料代及び下記新春交流会費込み) 但し、団体会員は8,000円

5、開催規模 先着100自治体 実践編!「帰ってこいよ!ふるさと帰属新春交流会」の開催18:30より

セミナー参加自治体関係者とふるさと帰属を希望するふるさと帰属を考えている都市住民との交流会の開催

自治体コーディネーター養成研修セミナーの参加申し込みについて

NPOふるさとと帰属支援センターへ FAX 03-5776-2143 e-mail furusato@mg.biglobe.ne.jp 平成18年1月20日(金)締め切り

活 動

総会における山本全国町村会長発言要旨

全体的に見てこれまで我々が主張してきた内容が盛り込まれており、評価したいと思う。

これからも地方の意見を聞いて頂くようお願い申し上げます。

農業委員会については、選択制にしないで良いと思う。農業委員会が必要な時代は過ぎてしまっている。前回は農業委員会は廃止すべきだと申し上げた。自分の町でも先日農業委員会の選挙があったが、これが最後の選挙だと皆さんに申し上げた。これから農業は自立しなければならぬ時代である。

また、教育委員会については町村



地制調総会に出席した山本全国町村会長

には必要ないと思う。中核市など大都市には必要かもしれないが、中学校の数がその地域にいくつあるかということを考慮すべきであり、市町村単位にする必要はない。中学校の数によって市町村単位から独立して設置すれば、その範囲の中で教員の人事異動もできる。

したがって、50万人とか30万人といった単位を設け、それに達しない市町村については、(広域)連合制でやったり、教育機構のようなものを作って一緒にやればいい。

合併についてはこれまで発言してきたが、「合併したらこうなりますよ」ということを示してもらいたいと言いつつ続けてきた。今回の答申案にはそのことが書かれていないようであるが、我々はこれからの合併の道を進んでいかなければならない。住民の皆さんにも合併したらこうなる、行政サービスがこのように向上するということを示さなければならぬ。今後、是非こういったことを示してもらおうようお願いする。

地方制度調査会は、12月9日の総会で答申を決定した後、残された諮問事項である道州制について議論するため、12月20日に専門小委員会(委員長・松本英昭 財自治総合センター理事)を開催し、地方六団体の代表などから意見を聴取した。

本会からは、山本文男会長が出席、道州制議論の前提として、市町村の自立が必要であるとし、広域連合や本会が提唱している「市町村連

専門小委員会における山本全国町村会長発言要旨

まず、道州制実現の前提条件であるが、市町村の自立が絶対に必要だ。今のように市町村と都道府県の関係が緊密なままでは、道州制の導入は非常に難しいのではないかと思う。

国の権限については、地方支分部局の事務のうち地方でできることは地方に移譲すべきである。

また、行政サービスはできるかぎり住民に近い基礎自治体である市町村が行うべきである。いま、合併が進められているが、合併がこれ以上進むと、なぜ、道州制を導入するかという疑問もわいてくる。したがって、合併についてはゆるやかな方向で進める必要がある。合併しても大都市になる訳ではないので、そこで完全な自立ができるということにはならない。したがって道州制にマッチするような市町村を作ることが大事だ。そのためには、広域連合や「市町村連合」のようなものを導入する必要があらう。

合」の活用を検討すべきだと主張した。

さらに自立のためには、都道府県といわゆる「二重行政」になっている地方支分部局の廃止や、抜本的な税制改正による自立のための条件整備が必要だと述べた。道州制のあり方等の課題については、本年2月までに意見集約され、答申されることとなっている。山本会長の発言要旨は次のとおり。

現在は二重行政とよく言われるが、むしろ三重行政ではないだろうか。我々が仕事をするときには、県に申請を出すものと国の出先機関にも出すものがある。こういうことをなくさない限り道州制の議論も出てこないと思う。道州制の議論は、我々市町村が、都道府県や国の出先機関と関係がなくなる時に出てくる。

道州制の区域については、それをどう区切ったとしても富裕な地域と貧乏な地域が存在することとなる。区域については、先ほども地域や人口だけでなく、歴史や文化を考慮すべきという趣旨の発言があったが、それに加えて税制をどうするのかというところが、根本の話としてある。現行の税制を抜本的に変えるということに真剣に取り組むべきだ。そして区域の決定にあたっては、都道府県のみならず市町村の意見を反映するようにしなければならない。

●町村独自の地域振興事例紹介●

現地レポート

住む人みんなの協働で進めるまちづくり

～生き生きと幸せ輝く『たきざわ』の創造～

▶チャグチャグ馬コ



「お山の湯」



岩手県

たきざわむら
滝沢村

前述したように、滝沢村には人口が急増した時期に転入してきた団塊の世代の方々や以前から居住されている方、更には近年の大規模な宅地開発で転入してきた「新住民」の方や大学等への通学のために転入して

▼住民の声を「素直に聴く」

学園地域を形成しています。

このような自然に囲まれた環境にありながら、滝沢村は県庁所在地である盛岡市と隣接しており、ベッドタウン的な要素を背景に人口が急増してきました。また、事業所や大学の立地が進み、平成10年には村東部地域に岩手県立大学が開学、平成14年には岩手IT研究開発支援センターが開設し、岩手県における研究

賞しています。

滝沢村は、岩手県の中心部に位置する人口5万3千人あまりの「人口日本一」の村です。総面積は182.32平方キロメートル、村北西部には秀峰岩手山をいただき、北上川や平石川が流れています。山麓部から平坦部にかけては、酪農や稲等を主体とした都市近郊農業地帯が広がっており、昭和57年には豊かな村づくり全国表彰天皇杯（姥屋敷地区）を受賞しています。

▼滝沢村の概要



フォーラム

村長と住民の直接対話「村政懇談会」



くる方など、いろいろな価値観を持った住民が居住しており、そのニーズも多岐にわたっています。このように広い範囲のニーズを把握することは非常に困難ではありますが、まずは住民の声を聴くことが第一歩となります。

平成6年に現村長である柳村純一滝沢村長が就任した時、一番に感じたことは、村役場職員の活気の無さだったと言います。

地方分権が叫ばれ始めていた当時、この厳しい時代に滝沢村の行政をつかさどる職員がこのままではいけないと感じ、徹底して職員の意識を変え、住民本位の行政を構築しようと、独自の行政経営改革を実行に移していきました。

その手始めが行政情報公開です。住民の声を聴くことの前提として、住民と行政の間に不信任感を払拭して透明性を確保することが重要であり、その上で住民の声を「素直に聴く」というものでした。社会基盤整備のスピードを先取りして庁内イントラネットを構築し、住民との信頼関係を築くために行政情報公開制度に取り組んだことは、同時に職員の意識変革の端緒となり、以後継続するさまざまな変革活動につながっています。

▼組織のフラット化で効率化を

私たちが次に着手した改革は組織のフラット化です。「縦割り社会」と言われる行政の仕組みを変革しようという試みでしたが、同時に仕事の効率化や職員個々の政策形成能力の向上を目指したものでした。平成11年4月の係制廃止

に続き、平成14年4月には課長補佐職を廃止し、同時に部長制を導入しました。部長制の導入で権限移譲が一気に進み、意思決定や仕事自体のスピードが格段に速まりました。事務手続のスピードアップはもちろん、意思決定が迅速に行われることは施策をタイミング良く実施するために欠かせません。住民へのサービス向上を目指したこれらのフラット化で、現在では収入役も廃止して権限移譲を進めています。

▼ISO認証取得とマネジメント

滝沢村が経営改革をすすめてきた背景には経済状況の低迷や地方分権により、これまでの前例踏襲のやり方から成果を意識した経営改革に転換する必要性を認識したことがあります。従来とは異なる価値を創造し、滝沢村独自の品質の高いサービスを提供することが住民の満足につながると考え、行政サービスの「質」に着目した経営革新を導入しました。

そのひとつが、ISO9001と14001の認証取得です。今日、私たち行政職に求められる倫理観として地球環境への配慮があります。環境マネジメントシステムのISO14001と行政サービスの品質管理システムのISO9001の導入により、計画 実行 評価 改善というPDCAサイクルを回しながら環境への配慮やサービスの品質の低下予防の取り組みを行っています。ISOの同時認証取得は当時とし

共同研究が行われる岩手県立大学



ては珍しく、独自の取り組みとして着目されました。このことは、普段あまり行政に関心の無い住民にも評価され、「村民意向調査」では「役場の改革は進んでいる」とした方が4割程度となり、「変わらない」とした方を大きく上回りました。また、企業等へのアピール効果もあり、同じ価値観をもつ企業や大学等のみならずとの産・学・官の新たな住民サービスの研究開発が現在も進められています。

▼行政の組織力向上のために

行政サービスの個々の品質を高め、スピード化を図ってきましたが、更なる住民満足を目指して行政組織体としての滝沢村役場が取り組んだも

フォーラム



職員全階層の政策立案検討会



職員全階層の政策立案検討会

のが行政経営品質向上活動です。滝沢地域全体の最適を考えながら施策を実施していくためには、組織としての確固たる理念や価値観を全職員が共有し、ひとつの組織体として「力」を持続させながら、住民の求める姿への行程を描くことが必要となります。そのため、私たちが考え方として導入したものが、これまで進めてきた「スピード」や「品質」、「倫理」などを重視する考え方に、「対話」や「プロセス」、「パートナー」などの考え方を加えた「経営品質向上プログラム」の考え方です。

平成14年11月、私たちは「滝沢村行政経営理念」を制定し、組織としてどのような価値を目指すのかを明らかにしています。約70名の職員が参画し、話し合いを重ねて策定したこの理念は「幸せ地域社会の実現」を目指す全職員のよりどころとなっています。

職員が理念や価値観を共有するた

めに導入した「対話」という手法は、現在では私たちの行政活動の基本となっています。組織のマネジメントや新政策立案、住民との意見交換等、様々な場面で対話による合意形成と意思決定がされています。

▼地域は、地域のみんなで作る これからの行政の役割

「滝沢村行政経営理念」は滝沢村行政が目指す将来の姿ですが、滝沢地域全体が目指す姿を描くものが「総合計画」となります。これまでの総合計画は「総花計画」と形容されたり、ハードの「施し」が多かったりしたものでしたが、平成17年度からスタートした第5次滝沢村総合計画はこれまでの総合計画とは異なり、新しい視野で、経済・人間社会・環境等を見直し、地域のみならず幸せな地域社会を築くための計画として策定されています。

行政には、特に長期的な展望や地

域のグランドデザインを描く能力が求められています。これまでの行政組織の内部改革で培った全体最適の視点や対話のノウハウを活かし、選択と集中を基本としながら、地域の「ありたい姿」を実現していくためのシナリオを描くことが、私たちの最たる役割となります。

新しい総合計画は、「基本構想策定パートナー」の住民の方々と共に検討し、策定したものです。住民のグループインタビューやアンケートを基に、パートナーの皆さんも職員もそれぞれが意見を持ち合って検討してきた結果です。パートナー住民の参画やパブリックコメント、新しい総合計画の説明会を兼ねた村政懇談会により共有された地域の方向性をもとに、現在では地域内での役割分担が進み、地域のみんなでの役割分担の実現や地域課題の解決を目指しています。基本構想と同時に策定した地域ビジョン（計画期間10年）では、村内10箇所の各地域がそれぞれ将来像を策定しています。

▼協働で進めるまちづくり

現在、滝沢村では様々な分野で住民との協働が進んでいます。予算の編成に住民の声を取り入れたり、団体等への補助金をいったん白紙化し、公募により申請していただくような公平で透明性の高い取り組みも始まっています。

行政への過度な依存や住民への理解不足を排除し、お互いが対話によ



「目で見る予算の使いみち」見学会

り真摯に向き合い、共に地域を創造する活動は始まったばかりですが、地にしっかり足をつけて「生き生きと幸せ輝く」滝沢村を住む人みんな目指しています。

滝沢村の経営改革は内部改革から地域創造へ。今、第2ステージがスタートしました。

(滝沢村経営企画課・久保雪子)

【お詫び】

町村週報第2542号(平成17年12月12日付)の記事の中で、去る11月30日開催の全国町村長大会にご臨席の上ご挨拶を頂いた角田義一参議院副議長のご紹介の箇所(23・49頁)が「参議院議長代理」となっておりましたが、「参議院副議長」ご本人としてのご臨席でありました。謹んでお詫び申し上げます。

随 想

合併奮闘記

随 想



青森県町村会長
青森県町村会長
中泊町 小野 俊逸

「大地の恵みと海の幸、心ひとつに希望のまち」。合併した新中泊町のキャッチフレーズです。青森県津軽半島の北端に位置する中泊町は平成17年3月28日、旧中里



人気のローカル線、津軽ストーブ列車

町と旧小泊村が合併し新町をスタートさせました。2町村の、しかも飛び地合併ということでも当然局をはじめ、各方面から指導や意見をいただきましたが、新町が誕生して早や9ヶ月、心配された電算統合等の問題もなく粛々と経過する中、我が町の町村合併について、振り返ってみたいと思いま

す。平成の大合併と言われたこのたびの市町村合併は、まさに青天の霹靂とも言えるものでした。突然、合併の号令が発せられ、日本全国右往左往するばかりでありましたが、おかれている市町村の現状や国と地方の関わりなどを深く考えていくと、このままでは、市町村、特に私どものような弱小自治体を維持していくことは到底困難であり、合併せざるを得ない状況であることがわかってきました。当時、私は旧中里町の町長を

務めていました。合併に際し各種資料をもとに、町の将来をシミュレーションしてみました。どの数値を見ても、両町村とも単独では将来財政的な破綻をきたすことが示されており、合併しか進む道がないことを悟った次第です。とは言うものの、この合併は簡単に進んだものではありませんでした。

本町は青森県の北津軽郡に属する町であります。本郡は五所川原市を挟んで郡南部と北部に分かれています。その北部に属する4町村は、非常に密接な関係にあり、早くから常備消防や特別養護老人ホームなどの事務組合を構成し、また、農協の一本化や交通安全協会など、各種民間団体においても同一歩調をとってきました。これら歴史的、地理的条件を背景に町村合併においても、当然のごとく4町村がまとまり、合併協議に入ったものです。合併協議や各種事務事業のすり合わせは順調に進み、青森県内ではトップクラスの早さで合併が実現するものと誰もが思っていたのです。

しかし、その雲行きが怪しくなつたのが、各町村の12月議会が終わり、年の瀬が迫った頃でありました。構成町村で意見の食い違い問題が発生し、ある町が突然合併協を離脱すると言いだしたのであります。結局、半年をかけて進めてきた合併協議は、一瞬のうち

に解散となり、組合せの段階からやり直すこととなったのであります。合併の難しさを痛感したのであります。その後、合併前の町村で住民に対する説明会や、アンケート調査を実施したところ、旧中里町と旧小泊村が合併することを望む意見が多く、飛び地の合併ではあります。協議を進め、昨年3月の合併となったものであります。

合併はしたものの、本町は過疎・高齢化や財政の逼迫など多くの問題も抱えております。これから平成18年度の予算編成に取りかかることとなりますが、果たして赤字を出さずに予算を組めるか心配です。昨年12月に長崎県対馬市を行政視察した際に、市長さんのお話を伺うことができましたが、合併について、合併をするも地獄、しないも地獄とおっしゃっていました。まさにそのとおりであります。

しかし、新町の誕生に大きな期待をよせていただいている町民の方々の付託に応えるためにも、中泊町のため、誠心誠意努力していくつもりであります。今、津軽は雪が舞い、厳しい冬の真っ最中ですが、青森県においての際は是非、広大な大地と海の幸に恵まれた中泊町にお立ち寄り下さい。津軽平野をたくましく走るストーブ列車とともに、お待ちしております。

ゆとりとやすらぎのひととき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にもとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとときをお過ごしいただけます。



▲洋室シングル



▲洋室ダブル



▲洋室ツイン

土・日・祝日はリーズナブルに

- 土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の**20%OFF**でご利用いただけます。
- 金曜のご宿泊は、平日料金の**15%OFF**でご利用いただけます。
- 和室もございます。お問い合わせ下さい。

ご家族の皆様方も
割引料金で
ご利用いただけます。

シングル 119室
平日料金 9,817円(税・サ込)より
金曜日料金
シングル 8,344円(税・サ込)より
土・日・祝日料金
シングル 7,854円(税・サ込)より

ダブル 12室
平日料金 13,282円(税・サ込)2名利用 ※1名利用の場合11,072円(税・サ込)
金曜日料金
ダブル 11,289円(税・サ込) ※1名利用 9,326円(税・サ込)
土・日・祝日料金
ダブル 10,626円(税・サ込) ※1名利用 8,778円(税・サ込)

ツイン 17室
平日料金 18,480円(税・サ込)より 2名利用
金曜日料金
ツイン 15,708円(税・サ込)より
土・日・祝日料金
ツイン 14,784円(税・サ込)より

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド/地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 東京ドーム/地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望台/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご宿泊の予約が、全国町村会館のホームページからお申し込みいただけます。

ご予約・お問い合わせは

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



全国町村会館

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>